

西宮市総合型地域スポーツ文化クラブLINK Nishinomiya規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「西宮市総合型地域スポーツ文化クラブLINK Nishinomiya」と称し、一般社団法人 LINK Nishinomiya（以下「当法人」という。）がこれを運営する。

(事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は兵庫県西宮市に置く。クラブの事務局は代表理事が定める場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは、スポーツを通じて地域住民の健康増進及び世代間交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、青少年の健全育成及び競技力の向上を推進し、持続可能な地域スポーツ環境の確立を目的とする。この目的を実現するため、当法人は次のミッション及びビジョンを掲げ、次条に定める事業を行う。

1. ミッション（使命）

本クラブは、スポーツと文化活動を通じて人と人をつなぎ、子どもたちの“居場所”をつくる。クラブに関わるすべての人の人生を豊かにし、地域の未来をつくる。

2. ビジョン（将来像）本クラブは、以下のビジョンの実現を目指す。

(1) つながり（Link）

「地域や世代を超えて交流できる場となり、地域のハブとして認知される。」

- 子ども同士、親子、指導者、地域住民が自然に関わり合える環境をつくる。
- スポーツや文化活動を通じた交流イベントを企画・運営し、地域コミュニティを強化する。
- クラブが単なる活動の場ではなく、地域をつなぐ“ハブ”として機能することを目指す。

(2) 居場所（Belong）

「子どもたちが安心して活動でき、多様な関わり方を選べる“居場所”をつくる。」

- 競技志向・楽しみ志向・文化活動など、多様な関わり方を尊重し、受け入れる。
- すべての子どもが自分に合った形でスポーツや文化活動を楽しめる環境を整備する。
- 「やらされる」のではなく、「やりたい」気持ちを起点とした活動を大切にする。

(3) 人生の豊かさ（Thrive）

「保護者や地域住民も含め、誰もが生涯にわたりスポーツや文化に親しめる仕組みを築く。」

- 子どもだけでなく、保護者や指導者、地域住民が共に学び・挑戦できる場を提供する。
- 生涯スポーツや文化活動の機会を充実させ、世代を問わず楽しめるクラブを目指す。
- 健康増進、自己成長、人との関わりを通じて、人生の豊かさと幸福感を育む。

(4) 持続可能性（Sustainability）

「安定した財政基盤を確立し、指導者の負担を軽減した持続可能な運営体制を構築す

る。」

- 収益源の多様化（会費・イベント等）によって財政基盤を強化する。
- 指導者の負担を軽減し、教員の兼職・兼業や地域指導者の参画を推進する。
- 施設の確保と活用を計画的に進め、長期的に安定した活動環境を整備する。

(5) 地域の未来 (Future)

「部活動地域展開のモデルケースとして位置づけられ、子どもたちが大人になっても帰ってきたい地域をつくる。」

- 地域、学校、家庭、自治体と連携し、街全体で子どもたちを育てる仕組みを確立する。
- 地域に根差した総合型クラブとして、教育・文化・スポーツの連携を推進する。
- 子どもたちが成長し、大人になっても誇りを持って帰ってこられる地域を育てる。

(事業)

第4条 本クラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) スポーツ振興に係る事業

- 1 総合型地域スポーツクラブの運営
- 2 スポーツイベントの企画・運営
- 3 指導者の育成及び派遣
- 4 地域住民の健康増進プログラムの提供
- 5 障害者スポーツの普及・啓発活動
- 6 青少年の健全育成を目的としたスポーツ活動の支援
- 7 スポーツ施設の設置・管理・運営
- 8 スポーツを通じた地域交流・国際交流の推進
- 9 行政・学校・各種団体との連携によるスポーツ振興事業
- 10 その他、地域のスポーツ環境整備に関する事業

(2) その他の事業

- 1 スポーツ関連用品の販売・レンタル
- 2 クラブ運営に関するコンサルティング業務
- 3 地域活性化や社会貢献に資する事業
- 4 スポンサーシップ・広告事業の展開
- 5 その他、クラブの目的達成に必要な事業

...

2 前項2号に掲げる事業は、前項1号の事業に支障のない範囲で行い、その収益は目的事業に充当する。

第3章 会員

(種別)

第5条 本クラブの会員は、以下の種類とし、正会員を本クラブの構成員とする。

(1) 正会員

本クラブの目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会において議決権を有する。

(2) 一般会員（クラブ会員）

本クラブの事業に参加する会員（議決権なし）。

(3) 賛助会員

本クラブの目的に賛同し、資金・物品その他の協力を行う個人又は団体（議決権なし）。

し)。

(入会)

第6条 入会希望者は、所定の申込書を提出し、代表理事の承認を得るものとする。

- (1) 入会は、本クラブの会員規程・行動規範・安全管理基準及び反社会的勢力の排除に関する規程に同意することを条件とする。
- (2) 代表理事は、業務運営上の支障その他相当の理由があると認めるときは入会を承認しないことができる。承認しない場合は、その旨を相当の範囲で通知する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。また、入会金及び会費の金額、支払方法、納入期限については、別途定める会費規程に従うものとする。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
 - (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。
- 2 会員資格を喪失した場合、既納の入会金、会費、その他の拠出金は返還しない。
- 3 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合、代表理事の承認を得るものとする。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合、総会において出席会員の3分の2以上の賛成をもって、これを除名することができる。

第11条 ただし、議決に先立ち、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本規約及び関連する規定に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を著しく傷つけ、または本クラブの目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
 - (2) 監事 0人以上 2人以内(設置する場合)
- 2 理事のうち2人を共同で代表理事とすることができる。
- 3 監事は、理事を兼ねることができないものとする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 監事を専任する場合、その選任も同様とする。

(職務)

第15条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事及び常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期満了後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存任期と同じとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を継続しなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた場合は、速やかに補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の遂行が困難であると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、または役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事又は特に業務を担当する役員に対しては、社員総会の決議を経て報酬を支給できる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した実費を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 本クラブの事務を処理するため、事務局を設置し、クラブマネジャー及び必要な職員を置く。

- 2 ラブマネジャーは、代表理事が理事会の承認を得て任命する。クラブマネジャーは理事(代表理事を含む)が兼ねることができ、また外部の有資格者を任用することもできる。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 本クラブの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、総会において議決権を有する正会員をもって構成する。

(議決権)

第23条 総会における議決権は、1正会員につき1票とする。

- 2 法人会員(団体会員)が正会員である場合も、1団体につき1票とする。
- 3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された議案について、委任状を提出することで議決権を行使することができる。
- 4 総会の議決は、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内に償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された議案について書面により表決できる。
- 3 前項により表決した理事は、第37条の適用において、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、または記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の承認を経て、別に定める。

(会計の原則)

第42条 この団体の会計は、正規の簿記の原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第43条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の承認を得て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、代表理事が理事会の承認を得た上で使用し、使用状況を総会に報告しなければならない。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条 この団体の規約を変更する場合、総会に出席した正会員の4分の3以上の賛成をもって決議する。ただし、次の軽微な変更については、理事会の承認をもって変更できる。

- (1) 事務所の所在地
- (2) 資産に関する事項

（解散）

第51条 本クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合に、社員総会の決議により廃止することができる。

- (1) 本クラブの目的とする事業の継続が困難となったとき。
- (2) 社会的、経済的、その他やむを得ない事情により、当法人の判断で本クラブの運営を終了することが適当であると認められたとき。
- (3) その他、理事会が本クラブの廃止を必要と認めたとき。

(残余財産の帰属)

第52条 本クラブの廃止に伴い残余財産が生じた場合は、当法人の定款の定めに従い、地方自治体、公益法人又はその他の非営利法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この団体が合併する場合、総会の正会員総数の4分の3以上の賛成をもって決議するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第54条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この規約は、この団体の成立の日から施行する。
2. この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事（共同代表）上木 雷太、岡田 良應
理事：上木 雷太（代表理事）、岡田 良應（代表理事）
監事：熊谷 悟（監事を設置する予定なので記載）
3. この団体の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年2月28日までとする。
4. この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この団体の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年2月28日までとする。
6. この団体の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
入会金 5000円、年会費 5000円